

わが国における各種ビークル

| | 株式会社 | 合名会社 | 合資会社 | 合同会社 (日本版 LLC) | 有限責任中間 法人 ¹ | 民法上の組合 | 匿名組合 | 投資事業有限 責任組合 (日本版 LPS) | 有責事業組合 (日本版 LLP) | 信託 |
|-------------------|--|--|--|-------------------|---------------------------|-------------|------------------------|-----------------------------|------------------------|-------------------|
| 根拠法 | 商法 (会社法) | 商法 (会社法) | 商法 (会社法) | 会社法 (会社法により導入) | 中間法人法 | 民法 | 商法 | 投資事業有限責任組合契約に関する法律 | 有限責任事業組合契約に関する法律 | 信託法 |
| 数 ² | 2,469,933 | 5,939 | 32,746 | — | 1,880 | — | — | 541 | 52 | — |
| 善管注意義務 | 254 条 3 項、民法 644 条 (会社法 330 条、民法 644 条) | 68 条、民法 671 条、民法 644 条 (会社法 593 条 1 項) | 147 条、68 条、民法 671 条、民法 644 条 (会社法 593 条 1 項) | 会社法 593 条 1 項 | 43 条 1 項、民法 644 条 | 671 条、644 条 | 民法 671 条の類推適用、民法 644 条 | 16 条、民法 671 条、民法 644 条 | 56 条、民法 671 条、民法 644 条 | 20 条 |
| 忠実義務 | 254 条の 3、264 条、265 条 (会社法 355 条、356 条、365 条) | 会社法 593 条 2 項 | 会社法 593 条 2 項 | 会社法 593 条 2 項 | 利益相反取引の禁止 (46 条) | — | — | — | — | 22 条 |
| 分別管理義務 | — | — | — | — | — | — | — | — | 20 条 ³ | 28 条 |
| 自己執行義務 | — | — | — | — | — | — | — | — | 13 条 2 項 ⁴ | 26 条 ⁵ |
| 契約締結・入社等に伴う説明義務 | — ⁶ | — | — | — | — | — | — | 3 条 2 項 ⁷ | 4 条 ⁸ | — |
| 構成員の求めに応じて説明を行う義務 | 237 条の 3 (会社法 314 条) | 68 条、民法 671 条、民法 645 条 (会社法 593 条 3 項) | 147 条、68 条、民法 671 条、民法 645 条 (会社法 593 条 3 項) | 会社法 593 条 3 項 | 38 条 1 項、商法 237 条の 3 | 671 条、645 条 | (一) ⁹ | 16 条、民法 671 条、民法 645 条 | 56 条、民法 671 条、民法 645 条 | — ¹⁰ |

¹ 有限責任中間法人については、基金拠出者ではなく社員に対する義務に係る規制をまとめている。有限責任中間法人の基金返還請求権は貸金債権の一種であると考えられており、有限責任中間法人の基金拠出者に対する義務としては、基金返還義務 (65 条) 以外は中間法人法では特段規定されていない。

² 株式会社、合名会社、合資会社については、国税庁会社標本調査による (平成 16 年 6 月末現在)。有限責任中間法人については、法務省調査による (平成 17 年 7 月末現在)。有責事業組合については、経済産業省調査による (平成 17 年 8 月末現在)。投資事業有限責任組合については、経済産業省調査による (平成 17 年 3 月末現在)。

³ 20 条は、一般的に分別管理義務を規定するのみであり、分別管理の具体的な方法については規定していない。

⁴ 13 条 2 項により、各組合員は業務執行の一部のみを委任できるとされている。したがって、全ての組合員が一定の業務執行を自ら行う必要がある。

⁵ 改正信託法の試案では、「信託目的に照らして相当な場合」には他人に信託事務の処理を委託することを認めることとし、自己執行義務を緩和する方向で検討がなされている (信託法改正要綱試案 (案) 第 22)。

⁶ 設立時株主との関係では、70 条 1 項 (創立総会参考書類の交付)、78 条 (創立総会における発起人の説明義務)、93 条 3 項 (創立総会における設立取締役の説明義務) など一定の説明義務が規定されている。

⁷ 3 条 2 項は組合契約の重要な要素を組合契約書の絶対的記載事項としている。なお、組合契約書の作成義務は明示的に規定されていないが、8 条 2 項は組合契約書の備付けを無限責任社員の義務として規定しており、組合契約書の作成を前提としている。

⁸ 4 条は組合契約書の作成義務を規定している。同条 3 項は組合契約の重要な要素を契約書の絶対的記載事項としている。

⁹ 匿名組合の内部関係については民法の組合の規定が類推適用されると考えられている (田中誠二他「コンメンタール商行為法」p218) ことから、民法 671 条の類推適用により民法 645 条に基づく報告義務が認められる可能性はあるものと思われる。

¹⁰ 改正信託法の試案では、受益者等が受託者に説明を求める権利を新たに規定する方向で検討がなされている (信託法改正要綱試案 (案) 第 23 の 3)。

| | 株式会社 | 合名会社 | 合資会社 | 合同会社 (日本版 LLC) | 有限責任中間 法人 | 民法上の組合 | 匿名組合 | 投資事業有限 責任組合 (日本版 LPS) | 有責事業組合 (日本版 LLP) | 信託 |
|----------------------------------|--|--|--|---|---|---------------|-------------------------------|---|--|--------------------|
| 定期的に業務 の状況につい て説明を行う 義務 | 計算書類の報 告・承認・公 告(283条:会 社法 437 条~ 440 条) | — | — | — | 計算書類の報 告・承認(59 条 2 項) | — | — | — | 会計帳簿の交 付(29 条 3 項) ¹¹ | — ¹² |
| 一定の重要事 項についての 報告義務 | ・ 監査役等の 報告義務 275 条(会社法 375 条、384 条 ¹³) ・ 取締役の報 告義務(会社 法 357 条) | — | — | — | 監事の報告義 務(55 条 3 項、 5 項) | — | — | — | — | — |
| 帳簿・計算書 類等の作成・ 保存義務 | 36 条(会社法 432 条、435 条) | 36 条(会社法 615 条、617 条) | 36 条(会社法 615 条、617 条) | 会社法 615 条、 617 条 | 59 条 1 項 | — | — | 8 条 1 項、2 項 | 29 条、31 条 1 ~5 項 | 39 条 |
| 監視権、検査 役選任権、閲 覧請求権 | ・ 検査役選任 権(294 条:会 社法 358 条) ・ 帳簿等閲覧 請求権(293 条 の 6 第:会社 法 433 条) ¹⁴ ・ 議事録閲覧 請求権(260 条 の 4 第 6 項: 会社法 371 条 2 項) ¹⁵ | ・ 監視権(68 条、民法 673 条:会社法 592 条) ・ 計算書類閲 覧権(会社法 618 条) | ・ 監視権(147 条、68 条、民 法 673 条:会 社法 592 条) ・ 計算書類閲 覧権(153 条: 会社法 618 条) ¹⁶ | ・ 監視権(会 社法 592 条) ・ 計算書類閲 覧権(会社法 618 条) | ・ 検査役選任 権(70 条) ・ 計算書類閲 覧請求権(61 条 2 項) ・ 帳簿閲覧請 求権(69 条) ¹⁷ | 監視権(673 条) | 計算書類閲覧 請求権(542 条、153 条) | ・ 監視権(16 条、民法 673 条) ・ 帳簿等閲覧 権(8 条 3 項) | ・ 監視権(56 条、民法 673 条) ・ 帳簿等閲覧 権(31 条 6 項) | 帳簿等閲覧請 求権(40 条) |

¹¹ 会計帳簿の具体的な交付方法は、有限責任事業組合契約に関する法律施行規則第 4 章において規定されている。

¹² 改正信託法の試案では、受託者が毎年 1 回信託財産の状況に関する書類を作成し、当該書類の内容について受益者に説明する義務を新たに規定する方向で検討がなされている(信託法改正要綱試案(案)第 23 の 2)。

¹³ 監査役による監査範囲を会計監査に限定している非公開会社については、監査役の報告義務(会社法 384 条)の適用は除外されている(会社法 389 条 7 項)。この点についての補完として、監査役による監査範囲を会計監査に限定している非公開会社では、株主による取締役会の召集請求権(会社法 367 条)などが認められている。

¹⁴ 検査役選任権及び帳簿等閲覧請求権は、発行済み株式総数(議決権)の 100 分の 3 以上を保有する株主の少数株主権として規定されている。

¹⁵ 260 条の 4 第 6 項は、裁判所の許可を得た場合について、権利行使のための必要性が認められることを条件に、取締役会議事録の閲覧請求権を規定している。なお、会社法 371 条 3 項は、監査役設置会社または委員会設置会社以外の会社の株主に限り、営業時間内であればいつでも取締役会議事録を閲覧する権利を認めている。

¹⁶ 現行法上は、有限責任社員については営業年度末の営業時間内に貸借対照表の閲覧を行う権利に限定されている(153 条)のに対し、無限責任社員については一般的な監視権が認められている(147 条、68 条、民法 673 条)。なお、会社法ではこのような区別はなされていない。

¹⁷ 検査役選任権及び帳簿等閲覧請求権は、議決権の 10 分の 1 以上を保有する社員の権利として規定されている。

| | 株式会社 ¹⁸ | 合名会社 | 合資会社 | 合同会社 (日本版 LLC) | 有限責任中間 法人 ¹⁹ | 民法上の組合 | 匿名組合 | 投資事業有限 責任組合 (日本版 LPS) | 有責事業組合 (日本版 LLP) | 信託 |
|----------------------------|--|-------------------|--------------------|-------------------|--|--------|------|-------------------------------------|---------------------|----|
| その他書類の 開示 ²⁰ | ・定款、株主 名簿等の備置 (263条:会社 法 31条、125 条等、231条、 252条、684条) ・計算書類等 の備置 (282 条:会社法 442 条) | — | — | — | ・定款、社員 名簿等の備置 (68条) ・計算書類等 の備置 (61条 1項) | — | — | 8条 | 29条、31条 | — |
| 監査 | ・監査役によ る監査 (281条 4項:会社法 436条) ²¹ ・会計監査人 の監査 (商法 特例法 2条: 会社法 328条、 436条) ²² | — | — | — | 監事による監 査のみ (60条) | — | — | 公認会計士・ 監査法人によ る監査 (8条 2 項) | — | — |
| 登記制度 | 188条 (会社法 911条) | 64条 (会社法 912条) | 149条 (会社法 913条) | 会社法 914条 | 19条 | — | — | 17条 | 57条 | — |

¹⁸ 総会召集請求権及び取締役解任請求権につき発行済み株式総数（議決権）の100分の3以上、株主提案権につき同100分の1以上を保有する株主の少数株主権として規定されている。また、総会召集請求権、株主提案権、取締役解任請求権株主代表訴訟の訴権及び差止請求権については、6ヶ月前から引き続き株式を保有している株主の権利とされている。

¹⁹ 総会召集請求権、理事解任請求権及び解散を求める訴えの訴権については、議決権の10分の1以上を保有する社員の権利として規定されている。

²⁰ 証券取引法上のディスクロージャー規制が別途適用される場合はある。

²¹ 会社法の下では、取締役会設置会社及び会計監査人設置会社以外の会社は、監査役を設置しないことが可能である（会社法 327条 2項、3項）。

²² 大会社については、会計監査人の設置が義務付けられている。

| | 株式会社 | 合名会社 | 合資会社 | 合同会社 (日本版 LLC) | 有限責任中間 法人 | 民法上の組合 | 匿名組合 | 投資事業有限 責任組合 (日本版 LPS) | 有責事業組合 (日本版 LLP) | 信託 |
|-------------------------------------|---|---|---|--|--|--|-------------|--|---|--------------------------------|
| その他の権利 行使・救済手 段 ²³ | <ul style="list-style-type: none"> ・総会召集請求権 (237 条 : 会社法 297 条) ・株主提案権 (232 条の 2 : 会社法 303 ~ 305 条) ・差止請求権 (272 条 : 会社法 360 条) ・新株発行差止請求権 (280 条の 10 : 会社法 210 条) ・取締役解任請求権 (257 条 3 項 : 会社法 854 条) ・その他各種訴権 (247 条、252 条、267 条、280 の 15 : 会社法 828 ~ 831 条、833 条 1 項、847 条) | 各種訴権 (86 条、112 条、136 条 : 会社法 859 条、860 条、833 条 2 項、832 条) | 各種訴権 (147 条、86 条、112 条、136 条 : 会社法 859 条、860 条、833 条 2 項、832 条) | 各種訴権 (会社法 859 条、860 条、833 条 2 項、832 条) | <ul style="list-style-type: none"> ・総会召集請求権 (30 条) ・理事解任請求権 (42 条) ・各種訴権 (38 条 2 項、3 項、49 条、83 条) | <ul style="list-style-type: none"> ・業務執行組合員の解任請求権 (672 条 2 項) ・除名請求権 (680 条) ・解散請求権 (683 条) | 解除権 (539 条) | <ul style="list-style-type: none"> ・除名請求権 (16 条、民法 680 条) ・解散請求権 (16 条、民法 683 条) | <ul style="list-style-type: none"> ・除名請求権 (27 条) ・解散請求権 (56 条、民法 683 条) | 受託者の解任請求権 (47 条) ²⁴ |

²³ 一般私法上の権利救済 (債務不履行、不正行為に基づく解除、損害賠償等の各種請求) については、別途請求が可能な場合がある。

²⁴ 改正信託法の試案では、受託者の損失てん補責任 (信託法改正要綱試案 (案) 第 25)、受託者の違法行為についての差止請求権 (信託法改正要綱試案 (案) 第 28) 及び受託者の権限違反行為の取消権 (信託法改正要綱試案 (案) 第 31) を新たに規定する方向で検討がなされている。